

甲府市立城南中学校 いじめ防止基本方針

<はじめに>

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、国、県、市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、生徒の尊厳を保持することを目的とし、いじめ問題の克服に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するために、城南中学校いじめ防止等のための基本方針を策定をした。

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条]

(2) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしゃからかい、嫌なことを言われる
- ②悪口や脅かし、文句を言われる
- ③仲間はずれ、集団による無視をされる
- ④軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れのあるものであり、学校における重要課題の一つである。

そのため、学校の全教育活動を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめ問題への対応は学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域・保護者の協力も得ながら積極的に取り組む必要がある。

いじめは、決して許される行為でないが、一方では「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることである」との立場に立ち、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めていかなければならない。

3 いじめ対策の組織

【いじめ対策委員会】 定例委員会：毎週1回、特別委員会：年間3回

＜構成員＞ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、支援担当、学年副主任

＜役割・検討内容＞

定例委員会：いじめの相談窓口、いじめの情報の収集・共有・記録

いじめ情報への組織的対応

特別委員会：いじめのアンケートの分析・対応、いじめ基本方針等の検証見直し

【重大事態調査委員会】年間2～3回（いじめによる重大事態発生時）

＜構成員＞ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、該当担任、SC
必要に応じて、校医、学校評議員、スクールサポーター、児童福祉司、
市自立支援カウンセラー、指導主事を含むことができる

＜役割・検討内容＞

事実関係調査、該当生徒・保護者への情報提供、市教委・市長への報告

4 いじめ対策年間指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
未然防止	心豊かで、思い遣る心を持つ生徒の育成 いじめを許さない学級、学校づくり					
	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業づくり、居場所づくり（規律・学力・自己有用感） ・道徳教育の推進、規範意識の高揚 ・学校だより・ホームページの等による情報提供 					
		いじめ防止 職員研修	いじめ追放 宣言	ネット・ス マホ等の安 全教室		
早期発見	定期的な教育相談、日常的な観察・教育相談（二者懇談） スクールカウンセラー・保健室での観察・教育相談					
	家庭訪問で の相談		いじめアン ケート 二者懇談	三者懇談		
その他	いじめ対策委員会（週1回、生徒指導部会を兼ねる）					
	基本方針の 確認					

	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
未然防止	心豊かで、思い遣る心を持つ生徒の育成 いじめを許さない学級、学校づくり					
	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業づくり、居場所づくり（規律・学力・自己有用感） ・道徳教育の推進、規範意識の高揚 ・学校だより・ホームページの等による情報提供 					
早期発見	定期的な教育相談、日常的な観察・教育相談（二者懇談） スクールカウンセラー・保健室での観察・教育相談					
		いじめアン ケート 二者懇談	三者懇談	保護者アン ケート（学 校評価）	いじめアン ケート 二者懇談	
その他	いじめ対策委員会（週1回、生徒指導部会を兼ねる）					
						教職員取組 アンケート 基本方針の 見直し

第2章 いじめの未然防止

1 いじめの未然防止に関する考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

2 いじめを未然に防止するための方策

全ての生徒が安心して生活を送り様々な活動に取り組むことができるようにする。
すべての生徒がいじめ行為を許さずいじめ行為を放置することがないようにする。

(1) 居場所づくり、絆づくり

①居場所づくり・絆づくりを行い、よりよい集団づくりを行う。

- すべての生徒が安心感をもてる学級づくりを行う。
- すべての生徒が活躍できる場を設定する。

②わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

- 学習規律を徹底する。
- 一人一実践により全教員が授業公開を行う。
- 単に学力向上を目指す授業ではなく、すべての子どもが授業に参加し、活躍でき理解できる工夫をする。

③異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

- 縦割りや小中連携交流を活発にし、どの生徒にも活躍できる場を設定する。

④いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い、取組内容の検証を行う。

- 「いじめアンケート」を年間3回行い、未然防止への取り組みのきっかけとしていくとともに、いじめの早期対応早期解決につなげる。
- 学期末に学校で検証・分析した結果を市教委に報告する。

(2) 豊かな心を育てる

① 道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成を推進する。

- ・ 年間指導計画に基づいた計画的な道徳の授業の実施と、豊かな情操を培うための道徳教育を充実させる。

② 体験活動の充実や生徒が自主的に行う活動、各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援していく。

- ・ 少年議会「いじめ撲滅宣言」、「いじめ追放の署名」への署名活動を行う。
- ・ 心を耕す朝読書、花や掲示などの環境整備を行う。

(3) 教員の資質向上及び相談支援体制の充実

① 全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

- ・ いじめのメカニズム、特徴、事例を研修し、教員自身がいじめ理解を深めることができる職員研修を実施する。

② 校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

- ・ 校長のリーダーシップの下、いじめ問題に対して共通理解を深める。

③ 職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

- ・ 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」等を参考に実施する。
- ・ 人権やいじめの法津上の扱いを学ぶ。

④ 働き方改革を推進し、生徒と向き合う時間を確保する。

- ・ 行事の統合や圧縮を行うなど業務の精選を行うとともに部活動休養日を設定し、生徒に寄り添う時間を十分確保していく。

(4) 地域や保護者への働きかけ

① 学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

- ・ 交通安全教室やサーバー犯罪教室などを年間計画に位置づけ、生徒の啓発を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

②保護者・地域への啓発

- ・ P T A 学年及び学級部会等における学習会を設ける。
- ・ 「学校だより」、HP 等による情報提供を行う。
- ・ 情報モラルについて啓発していく。

(5) その他

①情報モラル教育の充実

- ・ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させる。

②特に配慮が必要な生徒への対応

- ・ 発達障害生徒、外国籍生徒、性同一性障害生徒等、特に配慮が必要な生徒については、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

第3章 早期発見

1 早期発見への取り組み

(1) 早期発見に関する考え方

いじめの発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり無視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や甲府教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守って行くことが不可欠であるとする。

(2) いじめを早期に発見するための方策

①普段から生徒への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

- ・ 休み時間や放課後などで生徒の行動や言動を観察する。
- ・ 学級日誌・生活ノート等から生徒の悩みを把握する。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を迅速に行う。

②いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

- ・いじめアンケートを年3回実施する。
- ・学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

- ・保健室や相談室での日常的な教育相談を行う。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を行う。
- ・昼休みや放課後等を利用しての計画的な教育相談・二者懇談を行う。
- ・家庭訪問・学期末三者懇談で相談の場を設ける。

④電話相談窓口等の周知

- ・いじめ不登校ホットライン（総合教育センター）、甲府市児童生徒支援センター「すてっぷ」（市教委）の周知する。

第4章 いじめの対処

1 いじめの対処に関する考え方

いじめを認知した場合は、まず、教師がその場でいじめ行為を止めさせることを最優先し、被害者を守る、壁として立つという姿勢を頑固に示すことが重要である。その後、加害、被害生徒の話をも真摯に聴取し、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図ることを基本的な確認事項とする。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについて早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

2 いじめに対処するための方策

該当生徒と他の生徒との関係修復を経て、当事者や周りの者同士を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すような働きかけを行う。

(1) いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

- ・ 事実確認、反省指導、謝罪の会など全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し確認しておく。

(2) いじめの対応が難しくなり、長期化すると予見されるときは、市教委いじめ対策支援チームに対応協力を要請し、連携して問題の早期解決を図る。

- ・ いじめ事案は、担任個人や一部の教員で抱え込まず組織で対応する。難しい事案で、学校が教育上必要な指導を行っているにもかかわらず解決が難しいと判断される場合は、いじめ支援チームを要請する。

(3) インターネットなどを介して行われるいじめの解決に対して、市教育委員会に關係機関との連携を依頼しその解決を図る。

- ・ ネット上のいじめの発見・情報があった場合には迅速に情報収集と事実確認を行う。
- ・ 学校は、書き込みや画像動画は本人に削除を求める。SNSなどの対応は、關係機関に依頼する。

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所警察署、關係機関等と相談して対処する。

- ・ 重大事態に対しては、加害生徒に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童生徒を守る」「いじめは絶対許さない」という姿勢で対応する。

(5) 加害生徒、被害生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

- ・ 被害生徒及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、今後の指導方針について説明すること。また、加害生徒及びその保護者には、事実関係を詳細に確認し、保護者の理解と納得を得た上で以後の対応について説明する。

《いじめられた生徒保護者への支援》

ア) 關係者から情報収集

イ) 被害生徒からの聴取(自尊感情・プライバシーへの配慮)

ウ) 保護者への連絡(守り通すこと・秘密を守ることなどを伝え不安の除去)

エ) いじめられた生徒の安全・安心確保、職員組織での見守り生徒への寄り添い

《いじめた生徒への指導・保護者への助言》

ア) いじめた生徒からの聴取

イ) いじめをやめさせ再発を防止する指導（いじめた生徒への別室指導、SC等専門家の活用）

ウ) 保護者への迅速な連絡（保護者の理解・納得の上で連携した対応）

エ) 事後の見守り・指導（自らの行為の責任を自覚させ、いじめに向かわせない力を育む）

（6）いじめが起きた集団への働きかけを行う。

- いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇氣を持たせる。
- 同調していた生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる。

（7）いじめが解消しているかどうかを日常的に観察する。

- いじめは解消に至っていない場合は、引き続き当該生徒の安心・安全を確保し、解消に至るまで支援や対応を継続させる。

〈いじめが「解消している」状態〉

ア) いじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続している。

イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

第5章 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

[いじめ防止対策推進法第28条]

1 重大事態とは

（1）生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合

- 生徒が自殺を図る。
- 身体に重大な被害を受ける。
- 精神性の疾患を発症する。

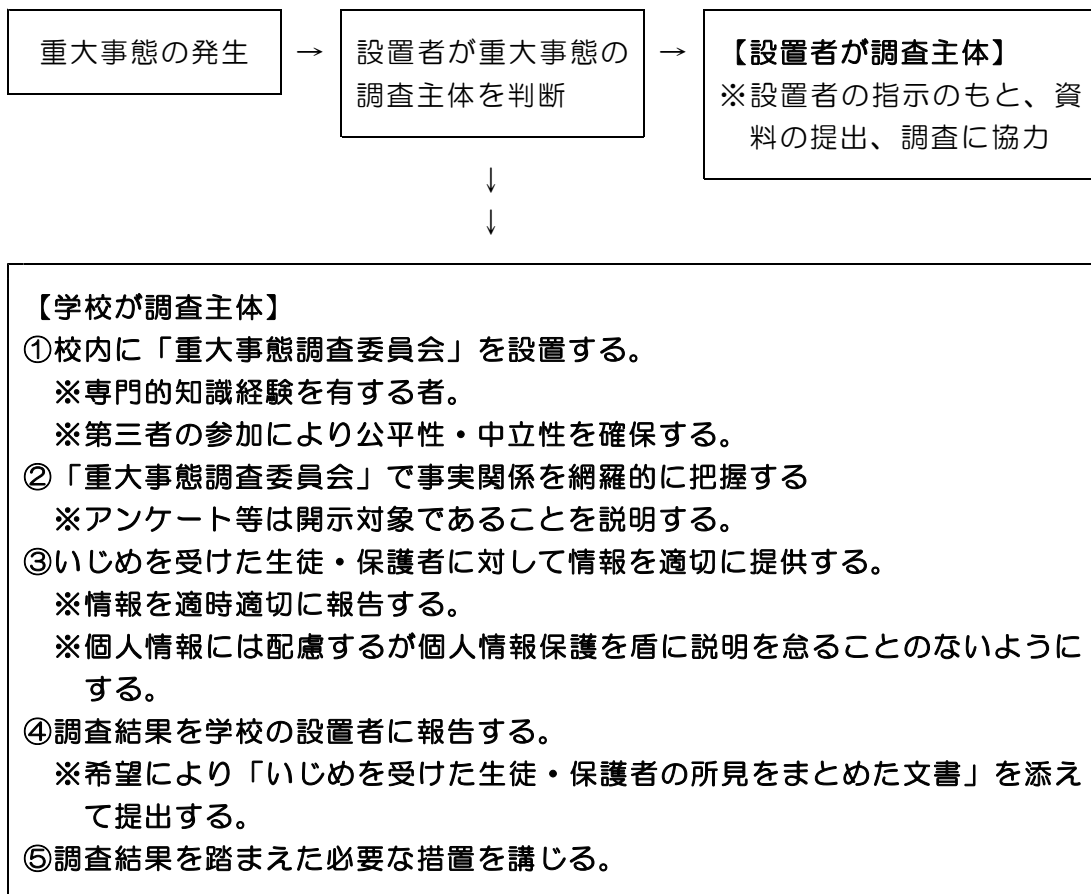
(2) 相当な期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認めた場合

- 年間30日を目安とする。

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合

- 学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることに留意して対処する。

2 重大事態が発生した場合の対応とは



(令和5年4月一部改訂)